

雇児発0405第28号
平成24年4月5日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

一時保護所における専門職員等の配置について

一時保護所については、虐待を受けた子どもなどの適切な対応を図るため、平成13年度より心理職員等の専門職員の配置を行っているところであるが、今般、一時保護所における心理療法担当職員、個別対応職員の配置義務化に対応し、次のとおり定め、平成24年4月1日から実施することとしたので、その適切かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、平成13年4月2日雇児発第248号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護児童処遇促進事業の実施について」は廃止する。

おって、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

第1 心理療法担当職員

1 趣旨

児童相談所に付設する一時保護所に、専任の心理療法担当職員を配置し、心理療法を行う必要があると認められる子どもに対し、心理療法等を実施する。

2 配置施設

心理療法担当職員を配置する一時保護所は、心理療法を行う必要があると認められる子どもに心理療法等を行う施設とする。

3 心理療法担当職員の業務内容

- (1) 生活場面での面接
- (2) 行動観察
- (3) 心理療法
- (4) その他必要と思われる事柄

4 資格要件

心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。

5 留意事項

- (1) 一時保護期間において、行動観察、心理療法を効果的に実施するためには、特定場面に限定して対応するだけでなく、生活場面を積極的に活用するものであること。
- (2) 心理療法を行うための部屋（専用室が望ましい）及び必要な設備を有すること。

第2 個別対応職員

1 趣旨

虐待、非行等種々の問題のある子どもが多数入所する一時保護所に、個別対応職員を配置し、虐待を受けた子どもに対する個別指導等を実施する。

2 配置施設

個別対応職員を配置する一時保護所は、一時保護児童数が、1日平均11人以上（前年度実績）の施設とする。

なお、1日平均児童数を算出するにあたっては、前年度1年間に一時保護した延べ児童数（全児童の一時保護日数の和）を年間日数で除し、小数点第1位を切り上げて算出する。

3 個別対応職員の業務内容

- (1) 虐待を受けている子どもは、保護者と適切な親子関係が形成されていないことから基本的な人間関係、特に、信頼関係の構築が必要であり、援助指針に沿って個別指導を行う。
- (2) 個別指導は、生活指導、学習指導、レクリエーション等のあらゆる場面において行う。
- (3) 個別指導にあたっては、対象となる子どもが複数となるので心理職員及び他の一時保護所職員と協力して効果的な指導に努める。
- (4) 子どもに対する個別指導とともに、他の職員が行う指導方法、指導技術の向上に資する助言・指導を行う。
- (5) その他必要と思われる事柄。

4 資格要件

一時保護所の個別対応職員は、虐待を受けた子どもなどの援助に知識と経験を有する者とし、下記の要件に該当する者を充てることが望ましい。

- (1) 児童福祉施設最低基準第43条の規定に基づく児童指導員であって、実務経験が5年以上ある者。
- (2) 虐待を受けた子どもの援助に知識と経験を有する者であること。

第3 看護師

1 趣旨

乳児が入所している一時保護所に、看護師を配置する。

2 配置施設

看護師を配置する一時保護所は、乳児を一時保護している施設とする。

3 留意事項

(1) 乳児を受け入れる必要な設備を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮すること。

(2) 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

第4 経費

この通知に基づく職員の配置に要する経費については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下「交付要綱」という。）によるものとする。

ただし、看護師の配置に要する経費については、交付要綱の第7により、当局宛協議をされたい。